

# まちづくりの「つ」の方策 大切に受け継いで。歴史や文化



にしむら ゆきお  
西村 幸夫さん

1952年福岡市生まれ。東京大学都市工学科卒、同大学院終了。1996年より東京大学教授。専門は都市計画、都市景観計画など。世界遺産記念物会議 (ICOMOS) 前副会長、文化審議会専門委員、同世界遺産特別委員会委員などを務める。

まちづくり行政と文化財行政が連携して、歴史的資産を後世に継承する取組みを支援する「歴史まちづくり法」。法律制定のねらいや意義などについて、この分野の第一人者である西村幸夫教授に伺いました。

— 過疎や少子高齢化社会の中で、「歴史的風致」は継承されているのでしょうか。

西村 これまで、こうした歴史的風致は例外的なもの、お金のかかる特別なものとして、特例的に守られてきたといえます。特に自治体の財政がひっ迫し、少子高齢化の中で守りの行政を実施しなければならぬ場合は、なおさらです。

しかし、「歴史まちづくり法」が制定されたことにより、まちづくりの一つの方策として根付いていくことが望まれます。

— 「歴史的風致」が失われるということとは、どういうことを意味していますか。

西村 歴史に根ざした地域の個性が失われることを意味します。これは、単に物的な環境の滅失のみならず、魅力的な地域の活動が失われることも意味しています。

— 私たち市民はどのような意

識で、どう「歴史的風致の維持・向上」に関わっていけばよいのでしょうか。ポイントになることがあればご教示ください。

西村 まずは身の回りにある歴史的なもの、伝統的なものを、ソフト・ハードを問わず、見つめ直し、大切に受け継ぐようにすることです。そうした地域の宝さがしを始めることも肝要です。

— お忙しいところ、どうもありがとうございました。



防火の祈りを込めた秋葉様。城下町高山の重要な構成要素になっています

## 金子大臣から 認定証を受領

歴史的風致維持向上計画



認定証を手にする土野市長。左は金子国土交通大臣

「歴史的風致維持向上計画」の認定式が1月19日、国土交通省で行われ、金子一義国土交通大臣から土野市長に認定証が手渡されました。今回の認定は全国で初めてで、高山市のほか、高山市と観光交流都市提携を結んでいる金沢市、滋賀県彦根市、山口県萩市、三重県亀山市の4市も認定を受けました。